



Vol.195

# トクちゃん新聞

6月号

コロナ以降、家飲みが多くなりました



令和6年6月19日発行

株式会社繁盛会計  
徳野会計事務所

〒530-0054

大阪市北区南森町1-4-19  
サウスホレストビル9階

tel: 06-6809-2205

fax: 06-6809-2206

URL: <https://www.ft-tax.com/>

mail: [info@ft-tax.com](mailto:info@ft-tax.com)

## ◆ 評価基準とホームページ

徳野



年に2回賞与支給前に社員全員と面談をしています。評価基準をもとに評価し数値化したものを使って賞与額を決めています。この評価基準、制定したのが8年前。8年前にベストであったはずですが8年経過しますと、いろいろと不具合といえますか、現状の社員評価には**ベストとは言えないようになって来た**と感じています。

去年は料金表の改訂をいたしました。今年はこの**評価基準の改訂**に着手しようと思っています。あたりまえですが「やって欲しいこと」「やって欲しくないこと」を整理していくこととなります。これは採用の基準にも通じるわけで、合わせて整理して、採用活動にも活かしていきたいと思っています。



**ホームページを作ったのは13年前**でした。ホームページで集客しなくなりましたので、長い間メンテナンスに力を入れておりませんでした。とはいえ、いろいろ不具合も出てきましたので、**リニューアル**いたします。弊社お客様の株式会社デザインファミリー様に制作をお願いします。ヒアリングしていただくところからスタートするので完成まで、まだまだ時間はかかりますが、よいものに行きたいと思っています。乞うご期待！



## ◆ 納付書は提出してください。

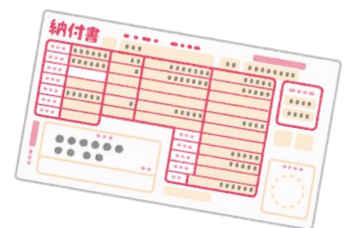
北岡



いよいよ**定額減税**が始まります。6月以後に支払う各月の給与・賞与より、月次減税事務(令和6年6月1日時点に在職中の従業員等に係る**定額減税額**(月次減税額)を、6月以後に支払う各月の給与・賞与等に係る**源泉徴収税額から控除**する事務のこと)を実施しなくてはなりません。

従業員等それぞれの**月次減税額**が、各月の給与等に係る**源泉徴収税額を上回り**、**月次減税事務で控除を実施**することでその月の源泉徴収税額が全体で0円となれば、給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書(源泉納付書)の**税額欄(納付額)が0円となる場合**もあると推測できます。この場合、**納付額が0円**となったとしても、納付すべき税額がある場合に準じて納付書の各欄の記入を行った上で、源泉所得税の納期の特例の承認を受けていないのであれば、**翌月10日までに同納付書を所轄税務署長に提出**しなければなりませんのでご注意ください。

納付書の提出方法については、所轄税務署長に書面で郵送等で提出する方法以外に、e-Taxで送信することも可能ですので忘れずにご提出ください。



## ◆ 6月末で終了するコロナ資金繰り支援策

大熊



今年6月末で終了

コロナ流行以降、様々な資金繰り支援策が講じられてきましたが、これについて「**今年7月以降、各種資金繰り支援策はコロナ前の水準に戻す**」と経産省より発表がありました。

その中で、終了となる制度についても発表されています。具体的には、能登半島地震の被災地を除き右記の制度が**今年の6月末で終了**になるとのことです。

もし、資金需要や借換希望がありで右記の制度をまだご利用されていない場合金融機関の担当者様に一度ご相談頂ければ、と思います。

信用保証協会		日本政策金融公庫
コロナセーフティネット保証4号	コロナ借換保証	コロナ特別貸付における金利▲0.5%引き下げ(※)

(※) 特別貸付制度自体は12月末まで延長予定

(※) 政策公庫の方へ問い合わせたところ6月末までに融資の申込が完了していれば金利引き下げの対象になる、とのことでした。



## ◆ 税務スケジュール(7月)

7月10日(水)

- ・社会保険 算定基礎届の提出
- ・労働保険 年度更新
- ・6月分 源泉所得税・住民税特別徴収分の納付
- ・1月から6月分 源泉所得税の納付(納期の特例分)



7月31日(水)

- ・6月分 社会保険料の納付
- ・5月決算法人 法人税・消費税の確定申告と納税
- ・11月決算法人 法人税・消費税の予定申告と納税
- ・8月・11月・2月決算法人 3か月ごとの消費税中間申告
- ・所得税の予定納税額 減額申請

小鐵

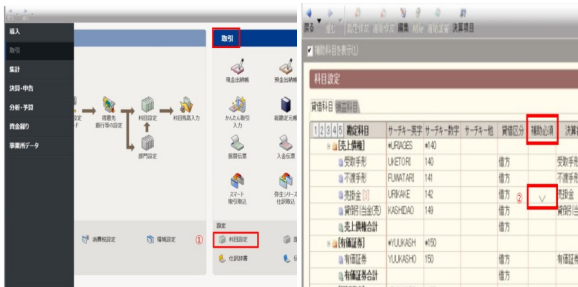


所得税の予定納税 第1期分の納付は、定額減税の実施により納期が変更されています。  
 納付書をご利用の場合、納期は 7月1日～9月30日(月)となります。  
 振替納税をご利用の場合、振替日は9月30日(月)となります。



## ◆ 弥生会計での補助科目入力忘れの防止

現金預金や売掛金、買掛金の取引入力の際に補助科目を入力することを忘れてしまうことはないでしょうか。  
 補助科目の修正となると資料を手元に用意し、取引内容を再確認するなど余計な時間がかかってしまいます。



まず、ナビゲータの「取引」カテゴリから

- ①「科目設定」カテゴリを選択し、
- ②「補助必須」の欄にチェックをつけます。

※補助科目が設定されている科目のみチェック可能です。

そうすると、チェックした科目で補助科目が入力されなかった場合に、「このまま登録してもよろしいでしょうか?」という確認が出るようになります。

これで補助科目の入力忘れもなくなりそうですね。簡単に設定できますので一度ご利用してはいかがでしょうか。

稲葉



## ◆ 引っ越しの手間

細川



前職の異動が7月ということもあり、私の中ではこの時期になると「引っ越し」が頭をよぎります。  
 引っ越しとなれば、引っ越し先の物件探し・引っ越し作業全般・住所変更手続き・引き払った賃貸物件の原状回復など特別なイベントが急に押し寄せてきます。

住所変更手続きについては民間のサービスであればネットでできるものも増えては来ていますが、官公庁関連のものはいくつか役所を回ったり届出が必要だったり非常に不便です。

この不便な官公庁関連の手続きも、マイナポータルの利用によって簡便化が図られつつあるようです。例を挙げると、転出する自治体での手続きは省略できるようになっています。今後は運転免許証も一体化される予定ですので、住所変更の際の役所回りの回数は減っていくのかもしれない。

事業をされている場合には、代表者住所の変更登記・税務署等への届出なども必要ですので、手続きお忘れのないようお願いします。



## ◆ スタッフより

伊藤



プロダクトグループの伊藤です。  
 私のランチは所内でお弁当。そのランチ中の楽しみは、YouTubeを見ることです。誰かがいれば、しゃべりたおすのですが、一人の時は、笑いを求めてYouTube。  
 最近見た中で一番よかったのは、見取り図ディスカバリーチャンネルの ミッション・イン・ゆずる シリーズ3部作です。気になった方はぜひチェックください。

今日もまた、お昼のひと笑いで  
 午後もがんばります～



## ◆ クイズ

小鐵



今月は消費税の問題です。  
 次のうち、消費税が10%でないものはどれでしょう。

- ①週2回以上発行される新聞(電子版)
- ②ウィークリーマンションの家賃 2か月分
- ③健康診断・人間ドック
- ④飛行機チケットのキャンセル料(事務手数料は除く)



答えは ④ です。

〈解説〉

- ①電子版の新聞は、「新聞の譲渡」に該当しないので10%です。
- ②ウィークリーマンションは、旅館業に係る施設の貸付けに該当するので課税です。
- ③治療ではないので10%です。
- ④逸失利益などに対する損害賠償金に該当するので課税の対象にはなりません。